

《観光文教委員会（平成 30 年 8 月 7 日）》

〈要旨〉

- ・ LGBT を含む性的マイノリティについて
- ・ 経口補水液 OS-I の質問から空調（エアコン）設置について
- ・ 登下校放課後プランについて
- ・ ブロック塀の安全点検について
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒一人一人に対して作成される「個別の教育支援計画」について

〈会議録〉

◆林政行

無所属の林政行です。

LGBT を含む性的マイノリティーについて質問させていただきます。

3 月定例会において、教育委員会として、今後、当該児童・生徒が孤立感や自己否定、いじめなどに苦しむことなく、自分らしく安心して生きられるように取り組んでいくという趣旨の答弁を教育長からいただきましたが、LGBT を含む性的マイノリティーの取り組みについて、教育長の認識を教えてください。

◎中室雄俊教育長

お答えを申し上げます。

昨年度 3 月の定例会でも御答弁を申し上げましたとおり、学校においては、性に対する不安を持ちながら、周りの不理解により思い悩む児童・生徒がいる可能性があることを心にとめながら指導に当たることが重要であるというふうに認識をいたしております。

教育委員会といたしましても、今後、当該児童・生徒が孤立感や自己否定、あるいはいじめなどに苦しむことがなく、自分らしく安心して生きられるような取り組みを進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

◆林政行

教育長、ありがとうございます。

それでは、LGBT を含む性的マイノリティーにかかわる今年度の取り組みと今後の方

向性について、学校教育課長教えてください。

◎東畑年昭学校教育課長

林委員の御質問にお答えをいたします。

市教育委員会といたしましては、ことし5月25日付で、学校教育課長名で市立学校長に対し、性同一性障害や性的指向、性自認に係る対応等について、通知文とともに文部科学省より配付された資料を改めて提示いたしました。また、同じ月の校長会において、その内容について重ねて指示をいたしております。その中では、LGBTを含めさまざまな悩みを持つ児童・生徒に対して相談窓口を設けるなど、児童・生徒の状況に応じ、支援体制を整えるよう指示するとともに、性的マイノリティーに関する図書の紹介をいたしました。

学校現場におきましては、児童・生徒の発達段階に合わせて、LGBTに関する内容について絵本や新聞記事を使って違いを認める学習を行ったり、関連図書を保健室に設置したりするなどの取り組みが行われております。また、8月1日には、教職員を対象に開催いたしました人権教育研修講座に性的マイノリティー当事者の方を講師としてお招きし、御自身のこれまでの経験や思いなどについて語っていただきました。性的マイノリティーの方を取り巻く環境や互いを尊重し合うことの大切さ、支援のあり方について考えを深めたところでございます。

今後、市教育委員会といたしましては、引き続き教職員研修を実施するとともに、学校現場に対し、関連図書を購入するための措置なども考えてまいります。さらに、先進地視察をするなどして、LGBTについて積極的に取り組んでいる学校や自治体の事例を把握するとともに、その事例を紹介するなど、より一層取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

私も先週、LGBTの研修を受講してきました。大阪市と宝塚市の取り組みを各自治体の担当課から伺いましたが、大阪市なら淀川区の区長、宝塚市なら市長と、トップが動いてLGBTを含む性的マイノリティーの取り組みが大きく前進しています。その意味でも先ほどの教育長の答弁は重く、心強い答弁だと感じています。

また、そこでの研修で、LGBTの方々を対象にアンケートを行った全国調査のデータも見せていただきましたが、いじめ被害、不登校、自傷行為のパーセンテージが高いことながら、小・中・高の学校生活でいじめ被害経験のある方が58.2%、また、先生がいじめの解決に役に立ったと答えた方が13.6%の回答でありました。今回、学校教育課に質

問しておりますが、いじめの被害ならいじめ防止生徒指導課、不登校なら教育相談課など、多くの担当課にまたがって関係しておりますので、教育長のお言葉どおり、教育委員会が一丸となってLGBTを含む性的マイノリティーにより一層取り組んでいただけるようよろしく申し上げます。

そのためにも、まず、LGBTを含む性的マイノリティーについて理解していただくことが重要だと感じます。課長から8月1日に研修を行ったとお聞きしましたが、本日も保健給食課主催の研修が本庁で開催されており、21日にもいじめ防止生徒指導課主催の研修があると聞いております。校長、教頭、それに携わる教員の方々、教育委員会の皆様の研修への参加をお願いするとともに、理解を深めていただくため、さらなる外部講師による研修を実施していただけるようよろしく申し上げます。

続きまして、保健給食課長に質問させていただきます。

本年度、熱中症対策として各学校に経口補水液OS-1を配付したと聞いておりますが、使用状況などの把握はされているのか教えてください。

◎野口博央保健給食課長

林委員の御質問にお答えいたします。

本年度、熱中症対策としまして各学校に配付した経口補水液の使用状況の把握に対してでございますが、本年度から新たな取り組みといたしまして、経口補水液を6月に各学校の保健室に配付しているところでございます。

経口補水液は水分、糖分、塩分などを効率よく摂取できる飲料であり、学校生活で児童・生徒が熱中症と思われる事象が発生した場合は保健室等で経口補水液を摂取させ、適切な処置を行っております。

今後、本年度の経口補水液の使用状況等を各学校の養護教諭と協議し、それに応じた対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

今年度から熱中症対策として、各学校に1ケースずつ配付されている経口補水液OS-1の配付は、ことしの夏の暑さも相まって、ある学校では非常に有用していると聞いております。しかし、1ケースの配付という量の問題で、コップに少しずつ注いで使用している、またスポーツ飲料と使い分けて経口補水液OS-1を使用しているところもあると聞いております。使い分けに関しては、2つの商品は成分が似て非なるものですので、本来は飲ませたいと思っている子供に、量の問題でスポーツ飲料を飲ませている状況は本末転倒だと

感じますので、協議の結果、必要との声がありましたら配付量の増加の検討をお願いします。そして、5月に開催される運動会の練習時にあればとの声も聞いておりますので、配付日の前倒しの検討もお願いします。

最後に、この異常気象に伴う暑さに関連して、財政上の課題は重々承知しておりますが、空調設置の早期の実施を求めさせていただきます。

ある調査データによりますと、空調の設置されている部屋における教育環境向上の効果として、学力向上、集中力、学習意欲の改善、疾病による保健室の来場者の減少などの報告がされています。また、2台のミストつき大型扇風機の体育館への設置は助かっているとの声は聞いておりますが、多くの市民が、特に被災時は利用できる観点で体育館の空調設置を求める声も聞いております。

そして、ことしのような暑さの中で、空調の設置されていない給食室での調理が、子供たちの食の安全・安心が確保されているのか大いに疑問であります。これにつきましては、文部科学省も改善を求めていることでもありますので、まずはこの暑さで食の安全・安心が保たれているのか、調査もあわせてお願いします。

続きまして、登下校防犯プランについて、いじめ防止生徒指導課長に質問させていただきます。

新潟市で小学2年生の女子児童が殺害されて遺体が遺棄された事件を受けて、学校、住民、警察、学童保育の職員らによる通学路の点検を行うなどとした登下校防犯プランが国においてまとめられました。奈良市では策定中と伺っておりますが、現在、その進捗状況について教えてください。

◎坂本静泰いじめ防止生徒指導課長

林委員の御質問にお答えいたします。

平成30年6月22日に文部科学省から示されました登下校防犯プランには、地域における連携の強化や不審者情報の共有及び迅速な対応、子供の危機回避に関する対策の促進など、登下校における児童・生徒等の安全を確保するための総合的な防犯対策が掲げられております。

市教育委員会といたしましては、関係課による当該防犯プランに関する連絡会を7月13日に開催し、それぞれの課の取り組みを共有した上で役割分担を行いました。そこでは、地域の見守り活動の実態把握や地域安全マップの確認、危機予測及び危険回避能力を育てる防犯教育の実施などについて、その方向性を具体的に協議いたしました。

今後は、学校や警察に加えて見守りボランティアなどの団体とともに、子供の命を守る取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

登下校防犯プランでは、不審者に関する情報は教育委員会を経ることに加え、警察署と学校の間で直接共有できるようにすることも掲げております。不審者情報を共有する体制の現状について教えてください。

◎坂本静泰いじめ防止生徒指導課長

委員の御質問にお答えいたします。

不審者に関する情報共有につきましては、学校と市教育委員会に限らず、既に警察を交えて情報を共有し、対応しております。さらに、事案の緊急性に応じて3者が直接連絡をとり合い、対応する場合もございます。

市教育委員会といたしましては、平成17年より不審者に関する情報を配信するなら子どもサポートネットを運用しており、現在、保護者や地域の方々、関係機関などを合わせて約1万6000人に登録していただいております。今後も、子供の安全を守るために不審者に関する情報を迅速に提供できるよう努めてまいります。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

最後に、危ない目に遭った子供たちが逃げ込める子ども安全の家を効果的に活用できるように行われている具体的な取り組みについて教えてください。

◎坂本静泰いじめ防止生徒指導課長

林委員の御質問にお答えいたします。

子供たちが子ども安全の家の趣旨を理解し、その場所を理解するために、例えば左京小学校では、総合的な学習の時間を使って、子供たちがスタンプラリーをしながら確認する取り組みを行っております。また、富雄北小学校では、低学年が夏休み期間中に親子で子ども安全の家の旗探しを行い、2学期の総合的な学習の時間に地域の人とともに校区の安全マップをつくっております。さらに、多くの学校がPTAや地域の方々と連携して、子ども安全の家を安全マップに記載する取り組みが行われています。このような取り組みを他の学校にも紹介し、子ども安全の家を有効に活用できるよう啓発に努めてまいります。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

この登下校防犯プランはまだ策定段階ですので、よりよいプランの作成をよろしく願います。また、この通知には、通学路の点検で危険な場所が見つかった場合、警察がその場所を重点的にパトロールする、点検結果は防犯カメラの配置や防犯ボランティアの配置にも生かす、防犯カメラの配置に当たっては政府は資金を支援することになっています。これは危機管理課が行っている防犯カメラの補助にも関連すると思いますので、情報共有を行っていただき、政府の資金が使える箇所は政府の資金を最優先に使える仕組みに変更をお願いします。

そして、最後に、先ほどの答弁でもいただいたように、PTAや地域の方々など多くの市民がかかわって子供の安全を確保しようとされていることは間違いありません。しかし、その方々が手伝っていただくのに必要である子ども安全の家の旗が足りないとの声が上がっております。これにつきましては、早急な改善をよろしく願います。

続きまして、ブロック塀について、教育総務課長に質問させていただきます。

本年6月18日に発生した大阪府北部地震による小学校児童の死亡事故を受けて、文部科学省並びに国土交通省は、全国の幼稚園、小・中・高校、特別支援学校などでブロック塀の安全点検を行うよう学校設置者に通知を出しています。

点検のポイントは6つあり、1つは塀の高さが地盤から2.2メートル以下であること、2つ、塀の厚さは10センチ以上（塀の高さが2メートルを超える場合は厚さ15センチ以上）であること、3つ目、塀の長さ3.4メートル以下ごとに塀の高さの5分の1以上突出した控えの壁があること、4つ目、コンクリートの基礎があること、5つ目、塀に傾きやひび割れがないこと、6つ目、塀の中に直径9ミリ以上の鉄筋が、縦横ともに80センチ間隔以下で配筋され、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎかけされているであります。これらの条件を満たさないブロック塀については、速やかに注意喚起を行うなど安全対策を実施する必要があるとしています。

そこで、6つの点検の状況を教えてください。

◎細川忠美教育総務課長

ただいまの質問に対してお答えをさせていただきます。

本年6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立小学校においてはプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという痛ましい事故が発生いたしました。

そのことを受けまして、6月19日付で文部科学省から、学校におけるブロック塀等の安

全点検等についての通知があり、本市におきましても6月20日に市立全小・中・高等学校のブロック塀の緊急点検を実施いたしました。

点検方法といたしましては、委員お述べの高さや控え壁の状況、またひび割れの有無について、事務職と技術職の職員がペアになりながら目視にて行ったところでございます。緊急点検の結果、現行の建築基準法施行令に適合しないものやクラックが入っているものなど、今後倒壊のおそれがあり、緊急対応しなければならない小学校7校で10件、中学校5校で12件のブロック塀について改修工事を行うことといたしました。

なお、改修工事については、早急に対応するため、7月6日付で市長専決処分て補正し、順次工事に取りかかっているという状況でございます。なお、建築基準法施行令においては、委員お述べの項目のとおり、目視だけでは判断できない基礎や鉄筋といったブロック塀の内部に関する項目もございませうことから、それらへの対応については、他自治体の事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

私がお話しなどをして感じる市民の感覚は、ブロック塀は全て点検済みで、改修工事で安全・安心との認識であります。しかし、実際は目視のみの点検で、塀の内部を含めた調査・点検については、まだ行ってないということです。私は、できていることはできている、できていないことはできていません、できていない場合は、その課題や対応策を伝えることで市民の安全・安心が確保されると思ひます。その意味で、今回の対応には疑問を感じております。全国で調査を行っており、近々調査結果の報告もあると思ひますので、それらを参考に奈良市としての方針を示して下さるようよろしくお願い申し上げます。

また、通知には、改めて通学路を確認し、ブロック塀や自動販売機、屋根瓦、ガラス、電線などの落下物や転倒物に注意するよう児童・生徒に促し、地震の際は子供が自分自身の判断で身を守り、迅速に避難できるよう指導を徹底することを求めています。これらを実施している学校もあると聞いておりますが、全ての学校がそれを実施しているかはわかりませうので、徹底されていない場合は改めて周知徹底をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、教育相談課長に質問させていただきます。

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人に対して作成される個別的教育支援計画については、児童・生徒の支援のニーズを把握し、長期的な視点で的確な教育的支援を行うことを目的として作成されているものと理解しておりますが、奈良市立小・中学校における作成状況をお聞かせください。

◎宮廻なをみ教育相談課長

林委員の質問にお答えいたします。

平成19年4月、文部科学省から示された特別支援教育の推進について（通知）においては、個別の教育支援計画の作成について、特別支援学校では義務化されましたが、小・中学校では必要に応じて策定すると規定されました。その後、平成28年に改訂された新学習指導要領においては、小・中学校特別支援学級に在籍する児童・生徒及び通級による指導を受けている児童・生徒についても、個別の教育支援計画の作成が義務づけられました。

障害のある児童・生徒に対する支援は、幼児期から学校卒業後まで長期的な視点に立ち、学校生活だけでなく家庭や地域での生活も含めて一貫して行うことが重要であり、支援者である学校と保護者がともに連携しながら作成する個別の教育支援計画は、その内容の充実と有効な活用が求められております。

本市といたしましても、個別の教育支援計画を切れ目ない支援の実現のため、市立学校においてその作成と活用を推進してまいりました。その結果、市立小・中学校における特別支援学級に在籍する児童・生徒の個別の教育支援計画の作成率は、平成27年度以降100%となっております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

通級による指導を受けている児童・生徒の個別の教育支援計画がどのように進められているのか、その状況をお聞かせください。

◎宮廻なをみ教育相談課長

お答えいたします。

通級指導教室とは、通常の学級に在籍する比較的軽度な障害の児童・生徒を対象に、言語障害、難聴、LD等発達障害などによる学習上または生活上の困難を改善、克服するための個に応じた指導を行う場であり、本市におきましては県により、小・中学校を合わせて7校9教室が設置されております。

通級指導教室に通う児童・生徒の個別の教育支援計画の作成に向けての取り組み状況については、新学習指導要領の公示を受け、平成29年度より学校長及び特別支援教育コーディネーターへの研修会等において、個別の教育支援計画の作成の必要性について周知を図っているところでございます。

現在、通級による指導を受けている児童・生徒の学級担任及び通級指導教室担当教員と連携しながら作成を進めており、小学校において新学習指導要領が全面実施となる平成32年

度に向け、100%の作成率を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

インクルーシブ教育とは、障害のある子供を含む全ての子供に対して、子供一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を通常の学級において行う教育のことです。この方針自体、私は何の異論もありませんが、インクルーシブ教育に疑問を持つ声も聞いております。インクルーシブ教育も、教育委員会、学校、教員の環境が整うことや、それぞれの立場での理解などが深まってこそ、よりよい方向へと向かっていくと感じています。今後、私も、課題の一つ一つがよい方向に向かうよう私の視点で発言していきたいと考えております。

近々タブレットの導入を行うとのよい話も聞いておりますし、通級指導教室に通う児童・生徒の個別の教育支援計画の作成もできる限り早期に取り組んでいただき、教育相談課の皆さんも一つ一つの課題を解消していただくようよろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。